



トラック輸送適正取引推進パートナーシップ京都会議

〔国土交通省 近畿運輸局 京都運輸支局、京都府トラック協会〕

平成26年4月16日(水)に、近畿運輸局 京都運輸支局において、トラック輸送に係る荷主、元請運送事業者、下請運送事業者の協働による望ましい取引形態の普及、問題となる取引形態の防止等を図ることを目的とした「トラック輸送適正取引推進パートナーシップ 京都会議(第3回)」を開催しました。

【議題】

- ① 荷役作業の労働災害防止対策の推進について
- ② 軽油高騰対策の推進について
- ③ トラック運送業における書面化推進ガイドラインの策定
 - ・荷主勧告制度の改正について
- ④ パートナーシップ普及のための今後の促進策等

〔参画団体等〕

京都商工会議所、京都経営者協会、
京都府中小企業団体中央会、京都倉庫協会、
トラック運送事業者、京都府トラック協会、
近畿運輸局 京都運輸支局

- 平成25年度の京都府下の全産業中、陸運業の労働災害発生件数がワースト2位になっている。特に荷役作業中の労働災害が多発している。
- 書面化推進ガイドラインが策定されたので今後は荷主、事業者の両者に対していかに知ってもらい実行してもらうかが課題である。また下請、孫請の関係においても、書面化の推進を図っていく必要がある。
- リーフレットやホームページを通じ、このような会議を開催しているということ広く広報していくことで、パートナーシップを考えるきっかけにしたい。

等々、参画団体等の皆様に議論していただき、前向きなご提案もいただきました。

今後とも、荷主企業の皆様と貨物運送事業者との良好なパートナーシップを構築していけるよう、取り組んで参ります。

トラック事業における 書面化の推進について

国土交通省においては、トラック事業における適正取引の推進及び安全運行の確保に向け荷主等と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進します。

これからの荷主等(運送委託者)とトラック事業者のルール

- 荷主等は、運送状(運送委託書)を、トラック事業者に提供してください。
- トラック事業者は、運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての重要事項を示す書面(運送引受書)を、運送行為前に、荷主等にメールやFAXで送付してください。
- トラック事業者は、適正な取引を確保するため、荷主等と密接に連絡を取り合い、十分な意思疎通を図ってください。
- トラック事業者は、荷主等に交付した書面を1年間保存してください。

安全と適正取引のために!! ~これから~

用日の時点で運送できますか？
あと倉庫への搬入作業もお願いいたします。

はい、わかりました。
4月1日お申し込みです。
快活に、運送状のメールを御覧いたします。

運送状に重要事項を記載して、メール送付します。

お待たせしています。

運送引受書

- ①運送目的地
- ②運送日、曜日
- ③運送品名
- ④運送品の数量、車種・台数
- ⑤運賃、燃料費・チャージ
- ⑥積卸場所・内容
- ⑦積卸時間・利用料、制限
- ⑧積卸場所へのアクセス方法、曜日

別添業務内容、運賃、料金の記載も簡便な書面に記載し、運送引受書とメール送付!

運送引受書に印刷し、ドライバーに連絡。

運送引受書

多量運送完了!
今日も業務に一緒に夕飯が食べられるな(ー)

荷主・元請・利用運送事業者に求められること

- 1 十分な意思疎通
- 2 運送状の提供
- 3 安全運行支援

適正運賃・料金収受

国土交通省 JTA 全日本トラック協会 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



Gマークは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(一般社団法人 全日本トラック協会)が認定・交付する「安全性優良事業所」のシンボルマークです。

http://www.kyotruck.or.jp/logos/book/gmark_ninushi/index.html#page=1

トラック事業に関するご相談や取組みについての関連リンクを設けていますのでご利用下さい。

トラック輸送適正取引推進相談窓口：http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

トラック輸送適正取引関連リンク：<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/truk/tekiseitorihiki.htm>